

参考配布

令和4年10月7日

【照会先】

職業安定局 需給調整事業課

課長

篠崎 拓也

主任中央需給調整事業指導官

大塚 陽太郎

副主任中央需給調整事業指導官

喜多見 靖

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335, 5324)

(直通電話) 03(3502)5227

労働者派遣法違反に係る告発について

標記について、福島労働局から別添のとおり告発の実施に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。

なお、別添は、福島労働局が配布した資料です。

福島労働局発表
令和4年10月7日(金)

【担当】
福島労働局職業安定部需給調整事業室
室長 佐野 幸男
室長補佐 佐藤 寿夫
需給調整指導官 佐藤 政明
電話 : 024-529-5746(直通)

報道関係者 各位

無許可で労働者派遣事業を行った疑いで刑事告発

福島労働局は、令和2年12月24日、下記の者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）違反の疑いで、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、福島県会津坂下警察署に告発した。

なお、告発後、捜査への影響を考慮し公表を差し控えていたが、本日公表するものである。

第1 被告発人

① 株式会社伍神工業

所在地 愛知県名古屋守山区天子田二丁目1706番地

② 同社郡山営業所従業員 A

第2 罪名及び罰条

労働者派遣法違反

同法第4条第1項第2号（禁止業務である建設業務への労働者派遣）

同法第5条第1項（無許可での労働者派遣）

同法第59条第1号及び同条第2号（罰則）

同法第62条（両罰規定）

第3 告発の事実

被告発人は、本店を上記所在地に置き、建設工事等の請負業務等を営み、主として土木工事を行う事業者及びその従業員であるが、当該者は、郡山営業所において、労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する労働者派遣が禁止されている建設業務への労働者派遣事業を行い、かつ、労働者派遣法第5条第1項に規定する厚生

労働大臣の許可を受けることなく株式会社Bが施工する現場において、令和2年2月7日から令和2年3月10日までの間、労働者派遣事業を行った疑いがある。

第4 事案発覚の端緒等

令和2年3月10日、福島県大沼郡金山町の地山の堀削作業工事現場において、被告発人の事業主が郡山営業所において雇用し、株式会社Bに派遣された作業員Cが、地山の崩壊に巻き込まれ死亡する災害が発生したものである。

【参考】

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（抄）

（用語の意義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

（業務の範囲）

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）

（労働者派遣事業の許可）

第5条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

（罰則）

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第4条第1項又は第15条の規定に違反した者
- 二 第5条第1項の許可を受けずに労働者派遣事業を行った者

（両罰規定）

第62条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第58条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）（抄）

（告発）

第 239 条

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思科するとき
は、告発をしなければならない。

（告訴・告発の方式）

第 241 条 告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしな
なければならない。

（告訴・告発を受けた司法警察員の手続き）

第 242 条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書
類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。